

(4) 農道

県営農道整備事業 ※この事業は、平成21年度以前に着手した農道に限定	事業主体 県	所管課班 ④農村振興課 地域計画班 ⑤農村整備課 農村環境整備班
---------------------------------------	--------	--

事業の内容

農道網を有機的合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するものである。

採択基準

1. 採択基準	事業区分								
	広域営農団地 農道整備事業		基幹農道事業	一般農道整備事業				農道保全対策事業	
	広域	ふれあい		一般	樹園地	集落間	中山間	点検診断事業	保全対策事業 緊急対策事業
1) 受益面積 (農振農用地) 特例値 該当法令	おおむね 1,000ha以上 おおむね 300ha以上 ①②③④⑤⑧	おおむね 200ha以上 — —	おおむね 50ha以上 おおむね 30ha以上 ②③④	おおむね 50ha以上 おおむね 30ha以上 ②③④	同左	おおむね 30ha以上 — 同左	同左	— — —	50ha以上 — —
2) 事業費	20億円以上	20億円以上	1億円以上	5千万円以上	同左	同左	同左	—	3千万円以上
3) 車道幅員(m) 特例値 該当法令	車道幅員 5.0 4.0 ①②③④⑤⑧	連携する道 路事業と調 整した幅員	車道幅員 4.0 3.0 ②③④⑥⑧	全幅員 4.5 4.0 ②③④⑥⑧	注1 注2 幹線は 同左	車道幅員 4.0 —	全幅員 4.0 —	— — —	— — —
4) その他基準	—	注4であつ て⑩に該当 する地区		—	樹園地 又は⑪ ⑫⑬を 主とし た区域	⑨又は⑩ に該当す る区域	②③④の いずれか 該当する 地域であ って注3 に該当	旧事業が広域農道事業 の場合は、広域農道事業 の予算の範囲内で実施 旧事業が一般農道事業 又は農免農道事業を除く その他の事業の場合は、 一般農道事業又は基幹農 道事業の予算の範囲内で 実施	
5) 車種構成	自動車交通量のうち、農業に係るもののが過半を占めるものであること								

特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域活性化特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域（林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上）
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畠輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

注1：幹線は一般と同じ、全幅員支線3.0、末端2.0

注2：幹線は一般と同じ

注3：国営農地再編集整備事業（中山間地域型）と一体的に行う地区で中山間地域広域連携整備促進計画に位置づけられた地区

注4：「中山間活性化・都市交流促進モデル事業計画」に位置づけられている農道であること
〔農道保全対策事業〕

点検診断事業 利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査、保全対策計画の策定

保全対策事業 施設機能保全対策：老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事

交通安全及び物流効率化対策：防護柵の整備、交差点の改良、歩道及び自転車道並びに横断歩道橋の整備、踏切、標識及び照明施設の整備、積雪寒冷地域対策工の整備、路面（路体、路床及び路盤を含む）の改良勾配及び線形の改良並びに駐車場、ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備

環境保全対策：農道沿道の並木、花壇等の施設用地、芝生、照明施設、農道の管理用として設置する遊歩道等整備、農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備

緊急対策事業 供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
広域農道	広域農道	50	36	14	—		
	ふれあい	50	未定	未定	—		
基幹農道			50	11/30	4/30		
一般農道	一般・樹園地	50	30	20	—		
	集落間	50	30	20	—		
農道保全対策	点検診断 保全対策 緊急対策	50(45)	25(33)	25(22)	—	※（ ）は、旧農道環境整備事業	

農地整備事業（通作条件整備）	事業主体 市町村	県 所管課班	農村振興課 地域計画班 農村整備課 農村環境整備班
----------------	-------------	-----------	------------------------------

事業の内容

地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、必要となる生産基盤等の整備を一体的に実施することにより、大規模水田地域や畑作地域の整備及び畜産主産地の形成を着実に推進するとともに、優良農地の将来にわたる適切な維持・保全を図ることで、食糧自給率の向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする。

事業内容

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

(2) 一般農道整備

ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

イ 樹園地型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図りかつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地(畑作に転換した水田を含む。)を主体とした農用地、又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村の農用地における農道の整備を行う。

ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農業センサス規定(昭和44年農林省令第39号)第2条4項に定める農業集落を結ぶ農道の整備を行う。

エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

〔保全対策内容〕

●点検診断 利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査、保全対策計画の策定。

●保全対策

- ・ 施設機能保全対策

老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事。

・交通安全及び物流効率化対策

防護柵の整備、交差点の改良、歩道及び自転車道並びに横断歩道橋の整備、踏切、標識及び照明施設の整備、積雪寒冷地域対策工の整備、路面(路体、路床及び路盤を含む)の改良勾配及び線形の改良並びに駐車場、ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備。

・環境保全対策

農道沿道の並木、花壇等の施設用地、芝生、照明施設、農道の管理用として設置する遊歩道等整備、農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備。

●緊急対策 供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置。

負担割合

区分		国	県	その他
基幹農道整備	一般型		50	未定
	保全対策型			
一般農道整備	一般型		50	未定
	樹園地等型			
	農業集落型			
	保全対策型			

採択基準

採択基準	事業区分					
	基幹農道整備		一般農道整備			
	一般型	保全対策型	一般型	樹園地等型	農業集落型	保全対策型
1) 受益面積 (農振農用地)	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね30ha以上	おおむね50ha以上
特例値	おおむね30ha以上	一	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	一	一
該当法令	②③④	一	②③④	②③④	一	一
2) 事業費	1億円以上	3千万円以上	5千万円以上	5千万円以上	5千万円以上	3千万円以上
3) 車道幅員 (m)	4.0メートル以上	一	一	一	4.0メートル以上	一
特例値	3.0メートル以上	一	全幅員4.0メートル以上	同左	一	一
該当法令	①②④	一	①②④⑧		一	一
4) 全幅員	一	一	4.5メートル以上	・幹線農道：4.5メートル以上 ・支線農道：3メートル以上 ・末端耕作道：2メートル以上	一	一
5) その他基準	一	農業農村整備事業等 農林水産省所管事業 により農道として造成された路線、ふる さと農道緊急整備事 業により造成された 路線、地域再生法に に基づき造成された路 線であること。	一	樹園地又は⑪⑫⑬を主とした区域 総延長がおおむね500メートル以 上である軌道等運搬施設。 (野菜指定産地における畑地帯又 は田畠輪換を行う水田地帯におい て行うものを除く。)	⑨又は⑩に該当す る区域	広域農道及び農免農 道以外で農業農村整 備事業により造成さ れた路線であるこ と。
6) 車種構成	自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。					

特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域活性化特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域（林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上）
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畠輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律